

北海道地域福祉学会ニュース No. 8

1999年12月24日発行／編集 北海道地域福祉学会事務局

小さなことでも在宅生活を支援できるシステムを －1999年度移動研究会から－

去る11月6日7日、本年度の北海道地域福祉学会移動研究会を名寄市で開催した。

前号で概要は報告したが、今回、当日、配布された資料を会員の皆さんに提供する。

当日は以下の実践報告が行われた。

1) 住民参加型在宅福祉サービスの実践から

－名寄市社会福祉協議会－

本年度からスタートした名寄市社協の住民参加型在宅福祉サービス事業「ほのぼの倶楽部」の取り組みから事業のねらい、実践内容、課題について学ぶ。

2) 精神障害者の自立支援の実践から

－緑ヶ丘授産所・生活訓練寮－

名寄地区の精神障害者の自立支援施設として歴史的にも先駆的な取り組みを展開してきた緑ヶ丘授産寮・通勤寮の実践から学ぶ。

●名寄市の概要

人口28,000人弱。65歳以上は5,100人、高齢化率は18.2%、思ったより高齢化率が低いのは市立短期大学による学生の流入、自衛隊営内居住世帯の存在が大きい。

平成11年4月現在で老夫婦世帯は985世帯、65歳以上の独居世帯は601世帯、身体障害者1,114名、精神障害者は444名、知的障害者は119名となっている。

●こぼれ話1

住民参加型在宅福祉サービス「ほのぼの倶楽部」で利用会員、提供会員のコーディネートを担当されている渡辺さんから、事例に即して大変歯切れの良い説明をしていただいた。地域福祉学会のメンバーも「なるほど」と感心した。

渡辺さんからは「ほのぼの倶楽部」提供会員で一番活躍されているのは30、40代の普通の主婦で、普段から社協のボランティア活動の担い手でもある。活動として利用会員のところに出向くのは週

に2、3回程度。一回の活動が1、2時間という利用の層が最も多い。内容は家事の援助が多い。そういう方は高齢で夫婦世帯もある。ヘルパーの派遣が該当にならない境界線上のケースであるとのこと。

苦情のようなものはまだ現われていない。利用する時間帯は早朝7時からというケースもある。また土・日・祝日の希望もある。こうしたニーズに応えられる提供会員も何人か確保していて、今のところコーディネイトができています。

利用会員の生活上の悩みや問題については、提供会員がどれだけコーディネーターに伝えてくれるかが鍵になってくる。提供会員はこまめにセンターに足を運んでくれ、利用者のいろいろな心配ごととか相談、状況などを細かく伝えてくれるので、それを聞いた時点で、利用会員と一緒にどう解決していったら良いのかについて、自宅に電話をしたり訪問したりすることにしている。これが一番大切なところだと心掛けている。その意味では利用会員の心のケアの方を大切に心掛けているといった、極めの細かな対応を説明いただきました。手作りの市民による在宅福祉のシステムの秘密を覗かせていただいた想いでした。

●こぼれ話2

緑ヶ丘授産所の小野施設長は、STVが取材した施設の紹介ビデオを持参。施設の取り組みが分かりやすい番組でした。精神障害者での授産製品の製造の中で食品の場合、法律の壁、保健所の壁が厚かったという苦労話を披露され、また寮について入居の年数が2年という制限について、個人差が認められない中での運用の難しさを述べられました。生活されている方々の将来について、一般の方が考えているような家庭復帰、就職が目標とは考えていないこと。むしろ寮などにいる精神障害者の方は現在を維持したいと考えておられ、友達がいて、年金が入ってきて、何とか食べていて、これより病気が重くならないで楽しく生活を送りたいと考えている。これを援助していくことが施設の大切な役割であると語られていた。

◇ サービスを受けたときは？

～基本サービスは、無料、家事援助サービスは1時間700円です。～

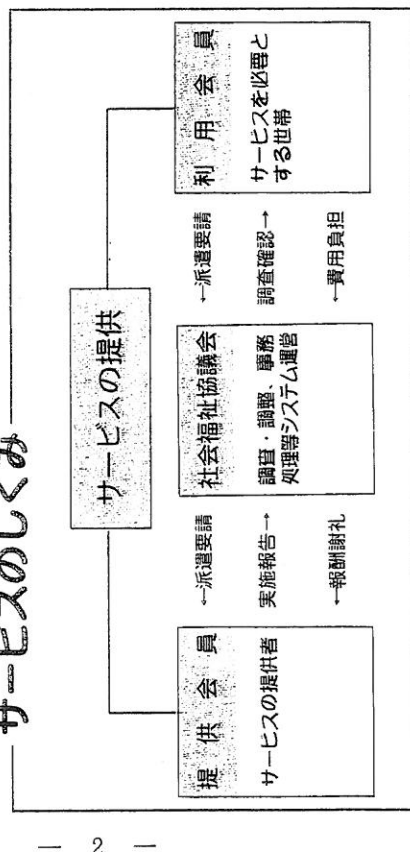
家事援助サービスは、1時間700円の利用料をお願いいたします。この利用料は事務費を差し引いた後、提供会員さんに報酬「謝礼」として支払うことになります。

また状況によって交通費等、利用料以外の必要な経費等については、実費ご負担願います。

◇ サービスの時間と休日とは？

1時間を1単位とし平日の、午前8時から午後6時までの間とし、1日5時間、週30時間以内とします。尚、時間外や土・日・祝日また、年末年始については、提供会員さんと調整可能な限り対応します。

サービスのしくみ



事務局はここです。

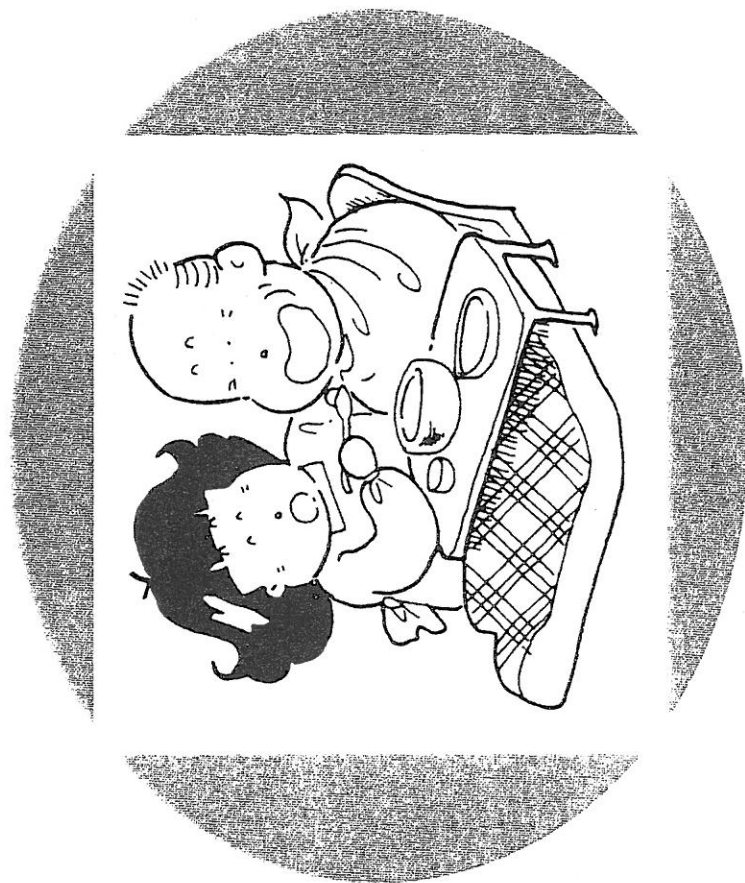
～お申し込み・お問い合わせは～
 名寄市社会福祉協議会まで
 〒096-0011
 名寄市西1条南12丁目
 名寄市総合福祉センター内

☎ 3-9862

この事業は、社会福祉・医療事業団（高
 齢者・障害・福祉基金）の助成金の交付に
 より行ったものです。

わたしたちのつくる
 わたしたちのサービス

ほのぼの倶楽部



お申し込み・お問い合わせは

社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会まで

〒096-0011 名寄市西1条南12丁目 名寄市総合福祉センター内

☎ 3-9862

市民が主役！住民参加型在宅福祉サービス は、こんなサービスです。

こんな援助（サービス）があれば助かる、こんなことであればお手伝いできる、そう感じたこと思ったことはありませんか。このサービスは、市民の皆さんがそういった想いや感情を大切にしながら相互援助システムとして体系化し、日常的な家事援助等をはじめ、自分たちが必要とするサービスを自らつくりあげ、会員相互で提供しあい、家庭生活の安定を図ることを目的に生まれたサービスです。

◇サービスを受けるには、また活動するには？

この事業は、相互の助け合いを目的としています。そのためにはまず利用する側、提供する側、お互いに会員になっていただきます。

○利用会員（援助を必要とする方）「年会費1,200円」

市内に居住する方で、日常生活を営む上で、何らかの支障のある、在宅寝たきり・一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯、障害児・者、または様々な理由により、家族介護の手を必要とする方。

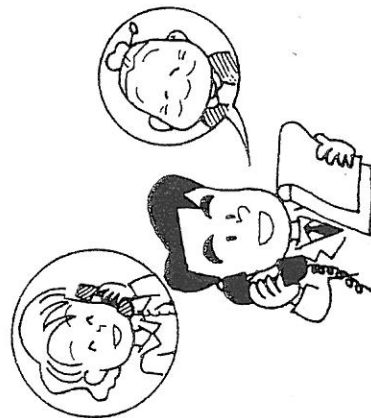
○提供会員（労力を提供できる方）「年会費1,200円」

市内に居住する18才以上の方で、社会福祉及びこの制度を理解し、熱意をもって当事業に労力を提供できる方。

◇利用会員：提供会員になるには？

～まずは、社会福祉協議会にご連絡下さい～ ☎ 3-9862

このサービスを利用したい、また提供会員になって活動したいという方は、社会福祉協議会在宅福祉係までご連絡下さい。コーディネーターがご家庭を訪問し、サービス内容・手続き等についてご相談いたします。

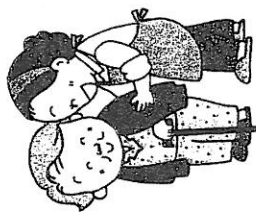


こんなサービスをします。

家事援助サービス

（軽介護サービスを含む）

- 1、食事のお世話
- 2、衣類のお洗濯、補修
- 3、住居等の清掃、整理整頓
- 4、生活必需品の買い物



- 5、医療機関等との連絡、通院介助

- 6、外出介助

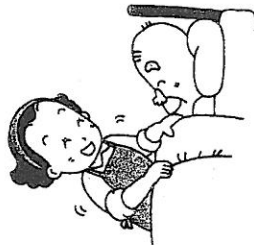
- 7、留守番、話し相手、代筆、朗読等

- 8、身の回りのお世話

（摂食、移動、着脱衣等の軽易なお世話）

- 9、その他

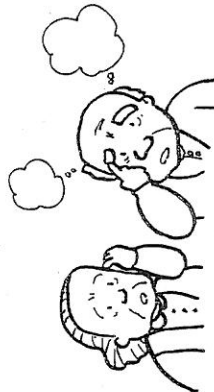
（移送、子育て、簡単な住居の補修等も予定しています。）



基本的サービス

福祉情報紙の発行 福祉情報紙の提供や会員の皆さんのふれあいの様子等をお伝えいたします。（隔月発行）

相談 福祉に関する相談を受け付けています。お役に立てることがあるかと思しますのでお気軽にご相談下さい。



ふれあい相談センター又は、在宅福祉係まで。
☎ 3-9862 又は、2-3968

（ふれあい相談センター専用）

名寄市社会福祉協議会

住民参加在宅福祉サービス事業 実 施 要 領

1. 目的（趣旨）

誰もが生涯の生活の過程において、何らかの生活課題や様々なニーズが生じるものです。

こんな援助があれば助かる。こんな事であればお手伝いできる。そんな現実はないでしょうか。いわゆる「困ったときはお互い様」という。

このことを言い替えれば、誰もが援助の受け手になることもあれば、その担い手になることもあるということだと思います。

当事業は、こうした誰もが持っている素朴な想いや感情を大切にしながら相互援助システムとして体系化し、日常的な家事援助等のサービスを提供し、在宅での生活の継続、自立を推し進めるとともに、家庭生活の安定を図ろうとするものです。

2. 名称

この事業は、名寄市社会福祉協議会住民参加在宅サービス事業といいます。

3. 事業実施主体

社会福祉法人名寄市社会福祉協議会

4. 組織構成及び運営方法

会員会費制による会員相互の援助組織とし、有料・有償性（及び時間預託制）により運営します。

5. 会員構成内容及び区分

この要領にいう会員とは、この制度の趣旨、目的に賛同し加入した方々とし、会員構成を次のとおり区分し、会員として登録します。

（１）利用会員（援助を必要とする方）

名寄市内に居住する方で、日常生活を営む上で、何らかの支障のある、在宅寝たきり・ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障害児・者または様々な理由により、家族介護等の手を必要とする方。

（２）提供会員（労力を提供できる方）

名寄市内に居住する１８歳以上の方で、社会福祉及びこの制度を理解し、熱意を持って当事業に労力を提供できる方。

6. 会員加入方法及び会費

いずれかの会員になろうとする方は、会員申込書（様式第１号）により次に定める会費を添えて申し込みいただきます。ただし、本人が申し込むことが困難な場合は、家族及び親族の方が代わって申し込むことが出来ます。会員には会員証を交付します。

1) 会費の額

①利用会員	年額	1, 200円
②提供会員	年額	1, 200円

2) 会員の期間

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を一つの単位とし、退会の申し出がない場合は、次年度の会費納入により更新するものとします。

- ①年度途中の場合は、加入時から3月31日までとします
- ②この場合の会費取り扱いは、月割りによるものとします。
- ③年度途中で退会した場合は、会費は返還いたしません。

3) 会員資格の喪失、変更

会員は、加入申込書の記載事項に変更があったときは、すみやかにとどけでるとともに、次に該当した場合は、資格を喪失します。

- ①退会の申し出があったとき。
- ②市外に転出したとき
- ③その他不適当と認めるとき。

7. 提供サービス（助け合い）内容及び費用（利用者）負担

サービスを受けようとする利用会員は、利用申請書により申し込むものとします。ただし、本人が申し込むことが困難な場合は、家族及び親族の方が代わって申し込むことが出来ます。費用（利用料）については、次のとおりとします。

1) サービス（助け合い）の内容と利用料金

①提供サービス（助け合い）の基本的な枠組み

家事的援助を中心とし、高齢者、障害者などの方が日常生活を営むうえでの援助及び簡単な介護とし、必要かつ可能な範囲とします。

②サービス提供内容及び利用料金

区分	利用料金	内容
基本的サービス	無料	①福祉情報、新規情報の提供 ②来所相談、電話相談 ③利用会員宅への訪問相談と話し合い等
家事援助サービス （軽介護サービスを含む）	時間単価 700円	①食事のお世話 ②衣類の洗濯、補修 ③住居等の掃除、整理整頓 ④生活必需品の買い物 ⑤医療機関等との連絡、通院介助 ⑥外出介助 ⑦留守番、話し相手、代筆、朗読等 ⑧身の回りのお世話（摂食、移動、着脱衣等の軽易なお世話） ⑨その他（移送、子育て、簡単な住居の補修など）

2) サービス提供時間等

1時間を単位とし平日の、午前8時から午後6時までの間とし、1日5時間、週30時間以内とします。尚、時間外や、土・日・祝日また、年末年始については、提供会員と調整可能な限り対応します。

3) 利用料以外の必要経費の負担

利用料以外に、次の実費負担をいただきます。

①交通費 事情によってバス・タクシーを利用した場合とします。

②その他必要経費 材料費、手続諸費用、介護等に要する消耗品など。

4) 利用料等の納付方法

サービス利用に伴う利用料の納付は、サービス利用券の購入により納付いただきます。

①サービス利用券は、事前に購入しておき、利用時間数に応じて必要枚数を提供会員に渡していただきます。

②利用料以外の必要経費が生じるときは、その都度負担いただきます。

5) 決定通知及び取消し

サービス利用（利用申請）の申し込みは、原則として一週間前とし、申請受理後速やかに実態調査を行い、当該利用会員に通知します。

また、利用会員がそのサービスを必要としなくなったとき及びこのサービスが不適当と認められるときは、サービスを中止することが出来るものとします。

8. サービス（助け合い）の実施及び提供会員への報酬（謝礼）

サービス実施方法は、提供会員を派遣することにより行うものとし、提供会員がサービスを提供したときは、その内容を確認後、提供時間に応じ報酬（謝礼）を支払うものとします。

1) 提供会員の義務及び活動制限

提供会員は、次に掲げる義務を負うものとし、また行為をしてはなりません。

①サービス中に知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

②サービス中、利用会員に異状が認められたときは、その状況を把握し必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ関係機関に連絡しなければならない。

③サービスに従事するときは、必ず会員証を携帯し当該利用会員の保護者または、他から提示を求められたときは、これに応じなければならない。

④サービス中に物品の斡旋、販売、金銭の貸借、物品等を受ける行為及び宗教、政治信条等の行為をしてはならない。

2) 提供会員への報酬（謝礼）

サービスを提供した会員に対しては、利用料金700円から事務費用50円を差し引いた650円を報酬（謝礼）として支払うものとします。また、報酬（謝礼）は、本人の申し出により点数預託をすることが出来ます。

①報酬（謝礼）の支払方法

毎月末締切とし、翌月の15日までに支払うものとします。

②点数による預託

報酬（謝礼）は、時間単位による点数で預託することが出来ます。

9. 預託及び還付方法

提供会員が報酬（謝礼）を預託する場合は、次によるものとします。

1) 預託の方法 時間単位による、点数方法とし、1時間1点とします。

- 2) 預託の還付方法 ①提供会員が将来利用会員として、サービスを受けるときは、その点数の範囲内（預託点数 × 1点）で、無料でサービスを受けられるものとします。
なお、この場合、会員区分変更をし、利用会員となります。
②預託点数によるサービスの利用範囲は、本人及びその家族並びに名寄市内に居住する父母、祖父母とします。
③会員資格喪失者及び会員で、預託点数がある場合は、次の方法により還付します。

区 分	種別	金 額	還 付 先
退会及び申し出の場合	慰労金	預託点数×時間単価	本 人
転 出 の 場 合	餞別金	同 上	本 人
死 亡 の 場 合	弔慰金	同 上	配偶者または親族

10. 研修及び連絡調整会議

提供会員に対する研修は、会員登録時研修を行うほか適宜行うものとし、月1回連絡調整会議を行うものとします。

11. 災害補償

当事業にかかる災害補償は、在宅福祉サービス総合保障に加入します。

12. 運営

当事業の運営については次のとおりとするほか、本会の定款及び諸規定に準ずるものとします。

1) 経費

この事業に要する経費は、会費、利用料、寄付金、その他の収入をもって充てます。

2) 会計年度

この事業にかかる会計は特別会計とし、会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとします。

3) 委任

この要領に定めるもののほか、当事業の運営管理に必要な事項は、会長が別に定めるものとします。

附 則

この要領は、平成10年12月14日から施行します。

～住民参加型在宅福祉サービス～

第4号 平成11年10月1日



ほのぼの倶楽部 つうしん

発行 ほのぼの倶楽部/名寄市社会福祉協議会

〒096-0011 名寄市西1条南12丁目/名寄市総合福祉センター内 Tel01654-3-9862

サービス開始6ヶ月

「ほのぼの倶楽部」の活動も、6ヶ月が過ぎ一歩づつではありますが、地域の人に広がりを見せています。活動の場が増えるにつれ、利用会員の温かい言葉と、訪問を何よりも楽しみにされている方に励まされ続けています。最近では自分達の活動のあり方を振り返り、提供会員の求めると、利用会員の要求される事のすれなどもあって、日々の訪問の中で理解していただいています。又、会員同士の意見交換の場を多く持ち、お互い迷った時等すぐに相談し、活動に結びつく様に頑張っています。

※10月～11月ホームヘルパー2級、3級の研修があり、ほのぼの倶楽部の会員も、多くの方が参加し、技術の向上を目指しています。

★介護保険スタートに向けて★

平成12年4月1日の、介護保険開始に向けて、10月1日より申請受付が、始まりしました。現在、ホームヘルパー等の利用をされている方は、社会福祉協議会が、申請の代行をいたします。尚、新規の方については市役所窓口で、受け付けています。ご不明な点が、あればお気軽に社会福祉協議会の方へご連絡ください。

お知らせ

※10/27(水) 連絡調整会議

車椅子の体験試乗を予定しています。不自由な方の気持ちに少しでも、近づけたらと思っています。

※平成12年4月1日から介護保険がスタートします。資料等必要な方は、提供会員まで一声かけて下さい。

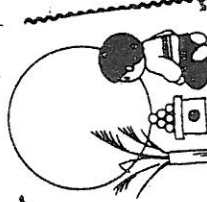
8月・9月活動状況

提供会員数 38名

利用会員数 36名

利用回数 8月(42回) 9月(36回)

利用時間数 8月(67時間) 9月(54時間)



在宅支援センター見学

9月8日提供会員で、「在宅介護支援センター」を訪問しました。初めて見学したという方が多い中、相談員の大石さんから熱心な説明を受け、大変有意義な研修になりました。「在宅介護支援センター」とは？

○介護の仕方がわからない。

○やむおえない事情で介護が十分出来ない。

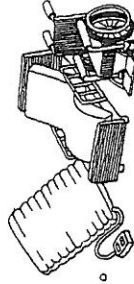
○住宅の改造(浴室、階段の手すりなど)

○ベット、車椅子、杖等、様々な生活用品の展示。

○その他、介護に関する色々な困り事。

場所は、名寄市西7条南7丁目(市立病院北側)

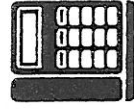
でんわ 2-1000



直接行けない方は、私たち提供会員にご相談下さい。センターと連絡を取りお役に立ってゆきたいと思えます。1人で悩まず、まず身近な方にお話してみてください



会 員 募 集 中



利用会員、提供会員とも入会は、
いつでも受け付けています。

詳しくは、担当(渡部)までお電話下さい。

でんわ 3-9862

編 集 後 記

はつえ、で～す -----食欲の秋です、体重には気をつけたい...
あけみ、で～す -----秋らしくなりまじたね、紅葉を見に散歩へ行こう！
ゆりこ、で～す -----人恋しい季節、みなさんのお力になれば...
ゆみこ、で～す -----寒くなってきました、力ぜには充分気をつけてください。

入 所 手 続 き

入所を希望される方は、居住地の保健所にて申請を行い、入所申込書に保健所長の推薦書と主治医の意見書を添えて当施設に提出して下さい。

申し込まれた方については、処遇検討会議で各担当者によって、入所に適するか否か審査した上施設長が決定します。

入所の許可は、審査後通知いたします。この時契約書が必要です。

尚、寮、授産所とも入所される前に体験入所をお勧めします。

費 用 な ど

【緑ヶ丘寮】

利用料として月額10,000円。その他実費にて緑ヶ丘寮給食組合を利用できます。

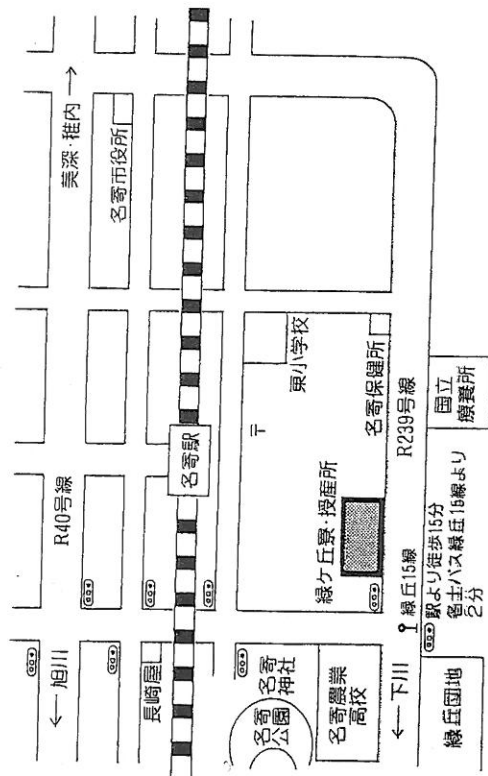
【緑ヶ丘授産所】

利用料はいりませんが、プログラムによっては実費が必要な場合があります。(作業を行なって得た収益は、利用者と配分いたします)

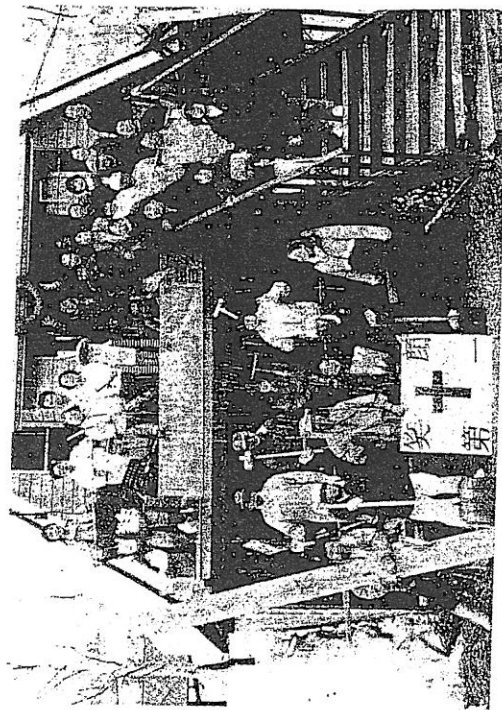
問 い 合 わ せ な ど

緑ヶ丘寮・授産所の入所、その他活動についての問い合わせは次の機関でも行なっています。

名寄市立病院神経精神科 TEL (01654) 3-3101
 名寄保健所予防課 TEL (01654) 3-3121
 名寄市社会福祉協議会 TEL (01654) 3-2111
 士別市立病院神経精神科 TEL (01652) 3-2166
 士別保健所予防課 TEL (01652) 3-3158



病める心と共に



社会福祉法人 道北センター福祉会
 精神障害者社会復帰施設

緑ヶ丘寮
 緑ヶ丘授産所

北海道名寄市旭東109番地 TEL01654(3)8831・8832
 景メンバー直通 (2)0669

私たちのめざすもの

<人格の自立>

私たちは、精神障害者が、ひとりひとりの人生を、自らの判断と責任においてつくりあげてゆくこと、すなわち精神障害者の「人格の自立」を社会復帰事業の目標とします。

このため施設は、施設の利用者（メンバー）が中心になって運営がなされるよう、その活動を援助します。

<センターとしての役割>

さらに施設は、精神障害者の自立を実現するための様々な課題に取り組みます。「緑ヶ丘寮・緑ヶ丘授産所」は、精神保健法に基づいて開設されました。法にうたわれた「社会復帰」を実現するために私たちは精神障害者が社会的諸権利を獲得し、社会生活を豊かにしてゆくための活動を行うセンターとしての役割を担います。

<地域社会への参加>

1983年、私たちは「精神障害者の社会復帰は、暖かい人間関係のある街づくりである」との理想を掲げて小規模施設「緑ヶ丘寮」を開設しました。以来この目標に沿って積極的に地域の中へ活動を展開してきました。

このことにより、広範な市民の協力が生まれ、社会復帰活動への連帯が育ち、新施設開設の大きな原動力となりました。施設は、この経験を生かして、より活発に地域社会への参加をすすめてゆきます。

<病める心とともに>

そして私たちは、こうした活動を行っていくなかで、何よりも、病める心とともに喜び、共に泣く者（施設）であり続けることを、最も大切な課題としてゆきます。

緑ヶ丘寮

利用期間は2年。

利用者が将来、自立・独立した生活を営む事を目的とし、共同生活を行います。

また、集団生活の中で生活技術を身に付け、対人関係を円滑にし、行くための技術を学びます。

終了後の社会生活に備えて、金銭管理、通院・服薬の管理、生活プログラムの実行、身辺整理、食事の手段の確保、住宅（アパート、公営住宅、グループホーム等）の確保などの課題に対して、利用者の必要に応じた援助を展開してゆきます。

その他、ショートステイ（体験入所、短期入所、緊急入所）の利用ができます。

緑ヶ丘授産所

利用者が将来の目標、利用目的に応じたプログラムを選んで参加できます。プログラムへの参加を通して、仲間をつくり、対人関係を円滑にし、体力をつけ、生活リズムを確立しながら、自己目標の実現をめざします。

<主な作業内容>

名寄公園の管理・清掃（名寄市からの委託事業）
市内の身体障害者・老人世帯の除雪作業（名寄市からの委託事業）
カルデラのシール貼り（名寄市立病院からの委託事業）
蜂蜜のびんづめ・販売……全国各地の共同購入グループや福祉の店

と運搬し、受注、びんづめ、梱包、発送からラベルデザインまでの全ての作業工程を行います。

木工芸品の制作・販売……名寄市の郷土民芸品「ビヤシリ小僧」や地元ビヤシリスキーマー場のマスコット「ピスキー」等の制作販売。

社会復帰施設『緑ヶ丘寮』『緑ヶ丘授産所』の活動

手芸品の制作販売……パッチワーク、クリスマス用品の制作販売。
地域のアルバイト活動（横らは町の便利屋さん）……除雪、冬囲い、窓のビニール張り、タイ交換、煙突掃除、家庭解体、ゴミ捨て、庭の草刈等の仕事を、地域社会への参加の一環として行ないます。

その他、スポーツ、レクリエーションプログラムを行なっています。

<開所日>

月～金曜日

いくつかのグループに分かれて活動し、グループによって時間、内容が異なります。尚、夏期間は、土曜・日曜・祝日の公園管理作業を交代で行なうグループがあります。

関連活動

【グリーンサークル】（回復者クラブ）

在宅の精神障害者の自主サークルです。

退院後の生活は、とすれば自宅にこもって閉鎖的になりがちです。孤独であることから再発する例も少なくありません。「同じ悩みを分かち合う」仲間同志で回復を支え合います。

【家族会活動】

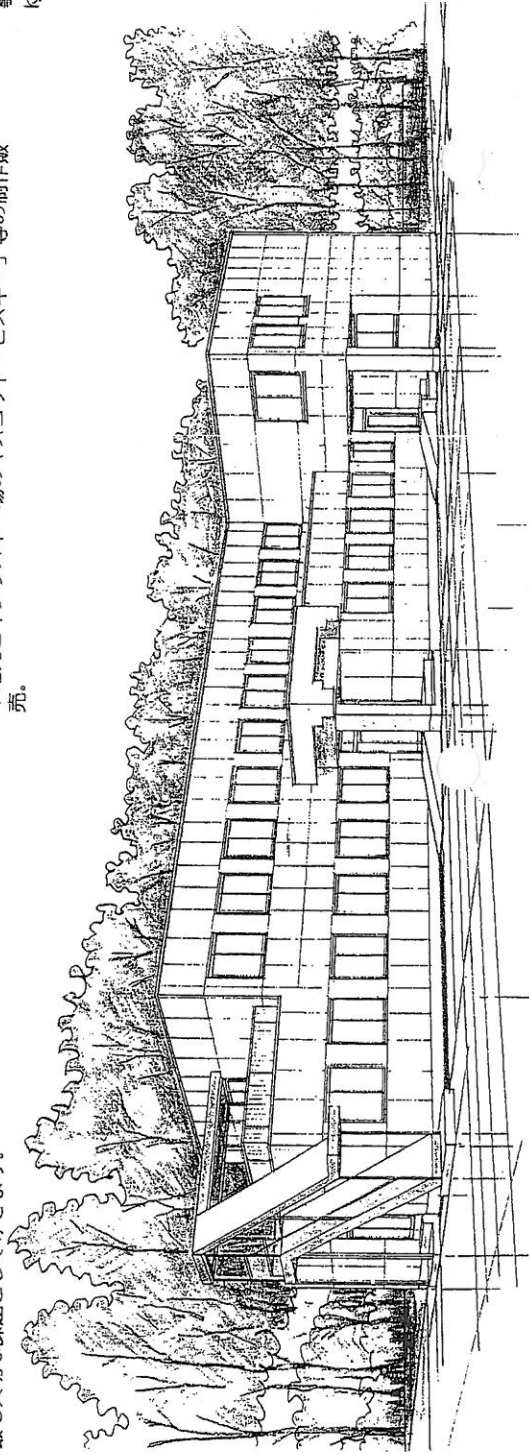
社会復帰に向けて家族の「協力」と「援助」は不可欠です。共に回復するという目標に向かって学習会や親睦会などを行ないます。

【緑ヶ丘寮給食組合】

寮の利用者や在宅の障害者自らが利用者組合を作り、共同炊事施設を用いて食堂を経営し、食生活、健康管理を支え合っ

施設の概要

入所定員	緑ヶ丘寮 20名	緑ヶ丘授産所 20名	職員 8名	顧問医 1名
開所	1990年4月1日			
敷地面積	2976.15平方メートル			
建物面積	714.42平方メートル			
総工費	134,896,000円			



北海道の住民参加型在宅福祉サービス

(平成10年度調査報告)

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

住民参加型在宅福祉サービス実施団体の調査実施概要

1. 調査の目的

道内の住民参加型在宅福祉サービス団体等の市民活動の推進を図るため、各団体の概要、活動の状況等を把握し、関係者への情報提供や研究協議等の資料として活用するために実施します。

2. 実施主体 北海道社会福祉協議会

3. 調査内容 「住民参加型在宅福祉サービス実態調査」票による、活動状況等についての調査

4. 調査対象と調査の実施方法

(1) 調査対象

道内住民参加型在宅福祉サービス実施団体

(平成11年1月26日現在の本会が把握している道内の実施団体)

(2) 調査方法

平成9年度調査実施サービス団体には、昨年度提出された調査表を送付し朱書き訂正をお願いした。平成10年度新規調査実施サービス団体には郵送配布し、同じく調査票を返送してもらった。

・住民参加型在宅福祉サービス団体 45団体より39団体回答(86.7%)

(3) 調査時期 平成11年2月19日～平成11年2月26日

まず、本報告書の前提となる住民参加型在宅福祉サービス活動について、その定義と特徴や組織形態についてふれておきます。

住民参加型在宅福祉サービス活動の定義と特徴

住民参加型在宅福祉サービス活動の定義は、「地域住民の参加を基本として公社・事業団、社会福祉協議会、農業協同組合、生活協同組合、住民自主組織など非営利を組織理念とする組織の行う家事援助やホームヘルプサービス等の在宅福祉サービス活動」です。

住民参加型在宅福祉サービスの特徴は、次の点があげられます。

- ① シルバーサービスなどのような福祉産業と呼ばれる営利活動とは異なり、非営利性を貫き、個人や組織の金銭的利益を追及しないこと。
- ② ボランティアによる無償活動とは異なり、サービス活動に金銭を介在させる有償活動であること。
- ③ これらのサービス活動の多くは、メンバーシップ（会員制度）によって成り立っていること。
- ④ 住民参加型在宅福祉サービス活動は、一部地方公共団体の補助・助成を受けることがあっても、民間団体の自主適材源によって運営されており、国が地方公共団体を通じて実施している公的なホームヘルプサービスとは異なります。

【全国社会福祉協議会による住民参加型在宅福祉サービス活動の定義より引用】

住民参加型在宅福祉サービスの組織形態

住民参加型在宅福祉サービス団体の種類の分類は、様々な活動形態があり、その方法は必ずしも定まってはいませんが、全国社会福祉協議会が大きく6つに分けて、分類しています。以下に、その分類に沿って種類と特色を説明します。

①住民互助型

住民互助型組織は住民参加型在宅福祉サービスの原型ともいえるもので、自立／自律型の組織として、純民間型の活動を追及しているといえます。これは相互扶助ないし奉仕性が最もつよい団体であり、サービスの担い手の自発性に基づき、重度のケースでも介護活動を展開するなど、求められるニーズに応じサービスを提供する団体もみられます。また、こうした活動を支えていくために、有償・有料のシステムが必要となります。

②協同組合理型

・生活協同組合理型（生協型）

生協型組織は、協同組合理型の形態の一つで、「ひとは万人のために、万人はひとりのために」ということばで知られる原則を具体的なサービス活動にも展開したもので、母体組織をもち、その支援を受けられる点も特徴である。

・ワーカーズコレクティブ型（ワーカーズ型）

ワーカーズ型組織は、協同組合の原則をサービス提供活動に直接適用して活動する点が特徴で生協型と位置付けが異なります。また、サービスをつくりだし、経営し、自らが担い手にもなる運動的側面がその特徴となっています。

③社会福祉協議会運営型（社協運営型）

社協運営型組織は、地域の福祉活動の中核的専門機関である市区町村社協が地域の組織化を通じた問題解決を行う社協の機能を活かし、在宅福祉サービス機能を、住民参加方式を基調に事業化するタイプです。

④行政関与型

行政関与型組織は、自治体が設立に関与しつつも独自の組織化を図っていく公社や事業団等の第三セクター方式のタイプです。

⑤施設運営型

施設運営型組織は、保育所や老人ホームなどの施設が、施設の専門的な資源を活用して在宅福祉に手を広げていくタイプです。

⑥その他

その他の組織形態としては、婦人団体によるものやボランティア労力銀行など、様々な組織形態があります。

道内における住民参加型在宅福祉サービス団体実態調査報告（平成10年度）

1. 道内の住民参加型在宅福祉サービス団体とその推移

平成11年3月現在、道社協で把握している道内の住民参加型在宅福祉サービス団体は、表1「道内の住民参加型在宅福祉サービス団体一覧」のとおり45団体となっています。

表1 道内の住民参加型在宅福祉サービス団体一覧

形態	団体名 (事業名)	郵便番号 所在地	電話 ファックス
住民参加型	社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター (ライフ・ヘルプ)	060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7 9階	011-251-6408 011-271-5068
	札幌いちご会 (地域ケアサービス事業)	003-0002 札幌市白石区東札幌2条5丁目2-5 漢太郎ビル 1階	011-831-3790 011-813-4506
	日本ケアシステム協会まごころサービス旭川センター (まごころサービス)	070-0037 旭川市7条8丁目右10号	0166-26-8639 0166-26-8639
	家事サービス友の会「ひまわり」 (家事援助・介護援助サービス)	069-0811 江別市錦町14-87 総合社会福祉センター内	011-385-1234 011-385-1236
	江別ファミリーサービスクラブ (家事相互援助活動)	069-0852 江別市大麻東町13番地大麻第二住区会館内	011-387-6673 011-387-6673
	社団法人長寿社会文化協会(WAC)旭川支部 (WACやまびこサービス)	071-8133 旭川市末広3条4丁目	0166-62-6095 0166-54-0211
	社団法人長寿社会文化協会(WAC)室蘭支部 (WACやまびこサービス)	050-0072 室蘭市高砂町1-10-19	0143-44-8490 0143-44-8490
	市民互助型在宅福祉サービス団体「ゴールデンサービス」 (高齢者等支援事業)	063-0842 札幌市西区八軒2条西2丁目7-18 スタジオ22-105号	011-612-9055 011-612-9055
	いぶりたすけ愛 (市民互助型在宅福祉サービス)	059-0015 登別市新川町4-9-1 まこと荘1階	0143-88-2626 0143-88-2626
	WACアクティブクラブ千歳支部(ベガサスの会) (時間預託制に基づく福祉・文化ボランティア)	066-0015 千歳市青葉8丁目2	0123-26-8433 0123-26-8433
	社団法人長寿社会文化協会(WAC)札幌支部(はまなす会)	064-0042 札幌市中央区大通西16丁目2-7-15大通ガーデンスビルズ303号	011-614-1633 011-614-1633
	ファミリーサポーター「さわやか」	040-0041 函館市栄町9番6号	0138-23-4310 0138-23-4310
	市民たすけあい札幌微助人倶楽部	060-0031 札幌市中央区北1条東1丁目 明治生命ビル8F	011-241-9228 011-241-9228
	訓子府町社会福祉協議会 (福祉バンク事業)	099-1433 常呂郡訓子府町仲町38番地訓子府町役場3階	0157-47-3536 0157-47-3536
社会協運営型	旭川市社会福祉協議会 (エンジェル・ケア・サービス)	070-0035 旭川市5条通4丁目旭川市ときわ市民ホール1階	0166-23-0742 0166-23-0746
	白老町社会福祉協議会 (ふれあいサービス事業)	059-0904 白老町東町4丁目6番7号総合保険福祉センター内	0144-82-6306 0144-82-6308
	美瑛町社会福祉協議会 (くらしの助け合い活動)	071-0202 美瑛町南町1丁目5-5 美瑛町福祉センター	0166-92-0733 0166-92-0737
	恵庭市社会福祉協議会 (市民でつくる在宅福祉サービスの会「助っ人えにか」)	061-1446 恵庭市末広町124 恵庭市福祉会館内 恵庭市社会福祉協議会	0123-33-9436 0123-33-9709

形態	団体名	郵便番号 所在地	電話 ファックス
協同組合型 ／ 生協	生活協同組合市民生協コープさっぽろ (コープさっぽろくらしの助け合いの会)	060-0004 札幌市中央区北4条西11丁目生協会館内	011-271-8158 011-271-0069
	帯広市民生活協同組合 (くらしの助け合いの会)	080-0028 帯広市西18条南1丁目4	0155-33-9571 0155-34-2659
	福祉サービス協会わかくさ	040-0032 函館市新川町1番20号	0138-26-7104 0138-26-7104
	室蘭生活協同組合 (たすけあいの会)	050-0083 室蘭市東町2丁目20番2号	0143-44-2266 0143-44-9771
	生活協同組合市民生協コープさっぽろ (コープおたるくらしの助け合いの会)	047-0033 小樽市富岡1丁目12番1号	0134-24-3921 0134-32-1747
	生活協同組合市民生協コープさっぽろ (コープあさひかわくらしの助け合いの会)	070-0825 旭川市北門町14	0166-55-0807 0166-52-2391
	生活協同組合市民生協 (コープはこだてくらしの助け合いの会)	041-0852 函館市鍛冶2丁目22-4	0138-31-3401 0138-54-7400
	北海道高齢者協同組合	070-0032 旭川市2条通14丁目右7号	0166-27-1416 0166-22-1498
	北海道高齢者協同組合おたる・後志地域センター	047-0032 小樽市稲穂4-12-16	0134-27-2834
	北海道高齢者協同組合道南地域センター	041-0851 函館市本通3-14-24	0138-52-4407 0138-52-4407
	生活協同組合市民生協コープるもい (コープるもい助け合いの会)	077-0044 留萌錦町3丁目2番15	0164-43-1383
	たすけあいワーカーズ「こころ」	006-0814 札幌市手稲区前田4条10丁目3-24地区館るくす1階	011-685-9767 011-685-9767
	たすけあいワーカーズ「むく」 (在宅福祉サービス)	003-0838 札幌市白石区北郷8条8丁目7-4	011-875-6914 011-875-6914
	たすけあいワーカーズ「ほっけ」	004-0841 札幌市清田区清田1条2丁目2-1 大滝ビル 生活クラブ生協	011-883-6300 011-883-6300
協同組合型 ／ ワーカーズ型	たすけあいワーカーズ「エルサ」	061-3213 石狩市花川北3条6丁目63村田様方	0133-72-5757 0133-74-6576
	たすけあいワーカーズ「のほろ」	004-0074 札幌市厚別区4条2丁目10-3	011-896-6754 011-896-6754
	たすけあいワーカーズ「そよ風」	007-0861 札幌市東区伏古1条3丁目4-23	011-786-6169 011-786-5301
	たすけあいワーカーズ「こすもす」	062-0921 札幌市豊平区中の島1条7丁目7-13	011-815-7800 011-815-7800
	たすけあいワーカーズ「どんぐり」	061-1146 北広島市高台町1丁目15-4	011-373-5148 011-373-5148
	宅児ワーカーズ「かざぐるま」	001-0911 札幌市北区新琴似11条10丁目5-20	011-764-4259 011-764-4259
	宅児ワーカーズ「プーのいえ」	006-0004 札幌市手稲区西宮の沢4条3丁目303	011-694-3722
	子育て支援ワーカーズ「プチトマト」	001-0855 札幌市北区屯田5条12丁目6-20	011-772-8054 011-772-8054
	宅児ワーカーズ「ぐるんぱ」	005-0854 札幌市南区常盤4条2丁目15-3	011-591-5776
	ワーカーズコレクティブひまわりの会	065-0907 札幌市東区北7条東4丁目Y&M北7条ビル202	011-752-5662 011-752-5662
行政 関与 型	財団法人札幌市在宅福祉サービス協会 (家事援助サービス事業)	060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目リンケージプラザ3階	011-272-4020 011-272-4010
	財団法人千歳福祉サービス公社	066-0037 千歳市新富1丁目3番5号ほっとす2階	0123-42-3133 0123-42-3137
	財団法人江別市在宅福祉サービス公社 (家事援助等サービス事業)	069-0842 江別市大麻沢町5番地の6 江別市いきいきセンター	011-387-5111 011-387-8655

道内の住民参加型在宅福祉サービス団体の調査をはじめた平成4年度からの推移は表2のとおりです。

平成10年度の全道の団体数は45団体で、平成4年度に比べると約4倍にまで増えてきています。

なお、全国の住民参加型在宅福祉サービス団体の推移は、平成4年度が405団体で平成9年度は、1,091団体となっています。平成4年度と比べ全国と北海道の団体数は全体的に増加していますが、全国では住民互助型の団体が増えているのに対し、北海道では協同組合型の団体が増加しています。

表2 道内の住民参加型在宅福祉サービス団体の推移

(単位：団体)

組 織 形 態	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成4 年度比
住 民 互 助 型	3	9	10	11	13	13	13	+10
社 協 運 営 型	3	6	4	4	5	5	5	+2
協 同 組 合 型 生 協 型	4	4	4	4	7	8	11	+7
協 同 組 合 型 ワーカーズ 型	0	1	5	7	10	13	13	+13
行 政 関 与 型	1	1	1	1	3	3	3	+2
合 計	11	21	24	29	38	42	45	+34

表3 全国の住民参加型在宅福祉サービス団体の推移

組 織 形 態	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成4 年度比
住 民 互 助 型	147	175	246	346	435	549	+402
社 協 運 営 型	148	173	224	249	263	281	+133
協 同 組 合 型 生 協 型	40	47	54	77	75	94	+54
協 同 組 合 型 ワーカーズ 型	39	45	58	72	105	116	+77
行 政 関 与 型	31	36	39	42	45	51	+20
合 計	405	476	621	786	923	1,091	+686

2. 道内における住民参加型在宅福祉サービス団体の概要

(1) 団体の所在地

住民参加型在宅福祉サービス団体の所在地は、表4のとおり札幌市とその他の市をあわせると42団体であり、道内の団体の9割以上を占めています。とくに、札幌市を所在地とする団体は18団体あり、札幌市及びその周辺市町村（石狩管内）を合わせた団体数では、30団体と、全体の66.7%を占めます。

また、札幌市以外の主な所在地は、旭川市が最も多く5団体、次いで函館市が4団体、江別市が3団体となっています。いずれの都市も人口10万人以上であり、人口の集中した地域に多く設立される傾向が強く表れています。

表4 道内の住民参加型在宅福祉サービス団体の組織形態及び所在地

(単位：団体)

区 分	住民互助型	社協運営型	協同組合理型 (生協型)	協同組合理型 (ワーカー型)	行政関与型	合 計
札 幌 市	5	0	1	11	1	18
札幌市以外 の市	8	2	10	2	2	24
町 村	0	3	0	0	0	3
合 計	13	5	11	13	3	45
構成比 (%)	28.9%	11.1%	24.4%	28.9%	6.7%	100.0%
札幌市及び 周辺市町村	8	1	3	15	3	30

(2) 事業の財源

住民参加型在宅福祉サービス団体の事業の財源として、「会費等自主財源」「利用料等の負担金」をあげている団体は20団体と最も多くなっています。行政から補助、委託を受けているのは、11団体あり、うち9団体が補助金を受けています。委託金を受けているのは、行政関与型の2団体です。また、民間助成（社会福祉協議会・共同募金・民間団体）を受けているのは15団体あります。

なお、公的補助、民間助成のいずれも受けていない団体が9団体あります。

表5 (単位：団体)

市町村からの補助金	9
市町村からの委託金	2
社協からの助成金	3
共同募金の配分金	6
民間団体の助成金	6

(複数回答)

また、昨年度の収入の総額は、回答のあった32団体のうち「100～200万円未満」の団体が最も多く8団体となっており、「50～100万円未満」が6団体、「300～500万円未満」が3団体となり、収入の総額が50～300万円未満の団体で半数以上を占めます。

表6 昨年度の収入の総額と組織別収入

収 入 額	団体数	(%)	住民互助型	生協組合理型	ワーカーズ	社 協 型	行政関与型	そ の 他
50万円未満	2	6.3	1		1			
50～100万円未満	6	18.8	1		1	3		1
100～200万円未満	8	25.0	2	4	2			
200～300万円未満	3	9.4	1		2			
300～500万円未満	3	9.4	2		1			
500～1000万円未満	1	3.1	1					
1000～2000万円未満	4	12.5	2	1	1			
2000～3000万円未満	2	6.3	1				1	
3000～5000万円未満	1	3.1	1					
5000万円以上	2	6.3					2	

(3) 事務局体制

事務局のスタッフは、回答のあった38団体中33団体でスタッフをおいており、平均人数は、常勤・非常勤合わせて7.2名です。スタッフの内訳（複数回答）は、常勤のスタッフを配置している団体が19団体で、約6割の団体に配置されています。また、有給の事務局スタッフは、常勤と非常勤を合わせると30団体におかれています。16団体（95名）が無給のスタッフに頼らざるを得ないのが実態です。

金銭が介在する住民参加型在宅福祉サービス活動として、担い手だけではなく、事務局スタッフも有給であることは、サービスに対する責任がより明確になる点で重要なポイントといえます。

表7 事務局のスタッフ

		人 数	平 均
常勤・有給スタッフ	15団体	74名	4.9人
常勤・無給スタッフ	4団体	13名	3.3人
常勤スタッフ（合計）	19団体	87名	4.6人
非常勤・有給スタッフ	15団体	70名	4.7人
非常勤・無給スタッフ	12団体	82名	6.8人
非常勤スタッフ（合計）	27団体	152名	5.6人
有給スタッフ（合計）	30団体	144名	4.8人
無給スタッフ（合計）	16団体	95名	5.9人
計	33団体	239名	7.2人

また、利用者にサービスを提供する際の相談窓口や利用希望者宅への訪問、サービスの受け手と担い手を調整などの役割を担う専門職員の配置については、33団体中21団体が配置しており、その名称もコーディネーターとしているところが多くみられます。

3. サービスの概要

(1) サービスの内容

サービスの内容は、家事援助中心の団体が多く、実施しているサービスの上位4項目が家事援助で占められています。回答のあった37団体中、実施しているサービスで最も多いサービスは、「衣類の洗濯・補修」、「掃除」、「炊事」が36団体となっています。

次いで「買物」、「通院・外出等の付添い」が多く、それぞれ35団体、33団体となっています。その他、「食事介助」「排泄介助」や「入浴介助」「洗髪」といった介護サービスも4割前後の団体が実施しています。

表8 実施しているサービス

(有効回答数：37団体、単位：団体)

家事援助	平成9	平成10	介護	平成9	平成10	その他	平成9	平成10
炊事	34	36	食事介助	26	29	持・靚(靚)	22	21
衣類の洗濯・補修	35	36	排泄介助	19	21	財産管理	1	1
掃除	35	36	入浴介助	17	21	その他	9	8
買物	34	35	清拭	14	15			
通院・外出等の付添い	32	33	体位交換	16	15			
悩みごと相談	13	16	洗髪	13	14			
専門家による相談	0	0	託老	4	4			
			保健婦・看護婦による重介護	2	2			
			介護福祉士等による重介護	1	1			

(2) サービスの活動日と活動時間

① サービスの活動日

サービスの活動日は16団体においては、1年365日毎日サービスを実施しています。また、「日祝日を除いて毎日実施」している団体は12団体で、その他と答えた3団体は、「土日祝日を除き毎日実施」や「年末年始を除き毎日実施」と答えており全体としては、31団体が毎日型で実施しています。

表9 サービスの活動日

(有効回答数：37団体、単位：団体)

365日実施	16	活動日を定期的に設定	2
日祝日を除く毎日実施	12	その他	3
サービスにより実施日が異なる	4		

②サービスの活動時間

活動時間については、サービス提供を行う時間が午前9時より早くから実施する団体は7団体で、開始時間で最も多いのは、午前10時から開始の団体で10団体となっています。サービス提供を午後5時以降も実施している団体は、6団体です。また、この他に24時間実施する団体が3団体、相談に応じ可能であればいつでも対応すると答えた団体が1団体です。

表10 サービスの提供時間

開始時間		終了時間	
7:00	3	16:00	6
8:00	4	17:00	9
9:00	6	18:00	0
10:00	10	19:00	2
		20:00	3
		21:00	0
		22:00	1

③サービスの利用制限

サービスの利用にあたり、利用回数の制限を設けている箇所は7団体あります。また、利用時間に関して制限を設けている団体は14箇所あります。

表11 サービスの回数制限・時間制限

	回数	時間
制限あり	7	14
制限なし	30	24

(3) サービスの利用者・担い手の負担金

①サービスの利用者の負担金

サービスの受け手の負担金は、回答のあった37団体すべてがなんらかの負担金をサービスの受け手が支払っており、とくに利用料については、37団体の平均で692円（平日の午前10:00～午後16:00、家事援助1時間あたりの場合）となっています。また、「担い手の交通費」で35団体にのびります。会費を徴収している団体が28団体と全体の76%を占めており、入会金を課している団体は15団体あります。また、「その他」と答えた団体の中の1団体が出資金と答えています。

サービスを利用するにあたり、サービスに対し直接負担する部分と異なり、団体としての活動（事業）そのものについて負担を求めることは、受け手も担い手と同様に会員として位置付けていることを表しています。

表12 サービスの利用者の負担金

項目	年費	入会金	出資金等	利用料	担い手の交通費	その他
団体数	28	15	1	37	35	4
平均	2,400円	1,690円	20,000円	692円	—	—

②サービスの担い手の負担金

サービスの担い手の負担金は、「年・月の会費」と答えている団体が最も多く、24団体となっています。次いで、出資金等が7団体となっています。

また、「入会金」を課している団体は6団体となっています。なお、担い手の負担金なしと答えた団体は3団体となっています。

表13 サービスの担い手の負担金

(単位：団体)

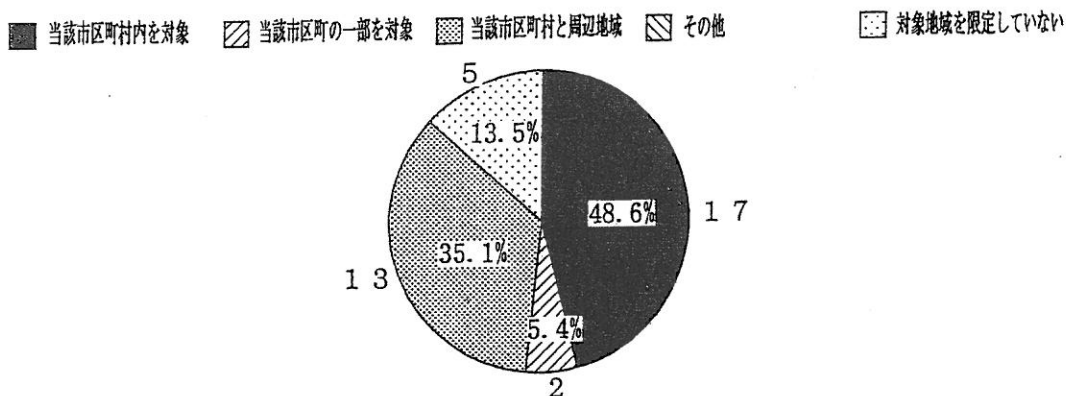
項 目	年費	入会金	出資金	その他	負担なし
団体数	24	6	7	4	3
平 均	1,652円	13,667円	15,714円	—	—

(4) サービスの対象地域

サービスの対象地域は、図1のとおり回答のあった37団体のうち「当該市区町村内を対象とした地域」と回答した団体が19団体（当該市区町の一部を対象含む）と最も多くなっています。次いで、「当該市区町村とその周辺地域を対象」と答えたところが13団体となっており、「対象地域は限定していない」と答えた団体は5団体のみです。

このように、市区町村やその周辺の地域に限定している団体が多いということは、住民参加型在宅福祉サービス団体の活動が地域を基盤とした住民相互の支援活動であることが関係しています。一方、各団体が事務所などの拠点を増やしたり、担い手を増やしていくなどの事業を拡大していくことが困難であるという面もあると考えられます。

図1 サービスの対象地域



4. サービスの受け手と担い手

(1) サービスの受け手

サービスを利用している方（受け手）は、高齢者や障害者が想定されますがこういった方々を利用対象としているかよく調べてみると、最も多かったのは回答のあった33団体中33団体が「ひとり暮らし老人」と答えています。次いで、「老人夫婦世帯」が27団体となっています。なお、「身体障害者」も26団体となっており、サービスの受け手として様々な地域住民が対象となっています。

表14 サービスの受け手の要件

(有効回答数：33団体、単位：団体)

高齢者	平成9	平成10	障害者	平成9	平成10	その他	平成9	平成10
ひとり暮らし老人	33	33	身体障害者	26	26	妊産婦・乳児のいる世帯	20	21
老人夫婦世帯	26	27	知的障害者	7	8	一時的に病人のいる世帯	18	20
寝たきり老人世帯	16	17	精神障害者	7	7	その他	11	12
痴呆性老人	14	17				母子世帯	10	12
						父子世帯	6	7

なお、各団体の利用登録者は、回答のあった33団体の平均で53.8人となっています。組織形態ごとのサービスの受け手の平均は、行政関与型の団体が最も多く158.0人となっており、最も少ないのはワーカーズ型の団体で32.6人となっています。

表15 組織形態ごとの受け手の人数と平均

(単位：団体、人)

	団体	合計人数	平均人数
住民互助型	11	488	44.4
社協運営型	4	218	54.5
生協型	7	336	48.0
ワーカーズ型	8	261	32.6
行政関与型	3	4,741	158.0
計	33	1,777	53.8

(有効回答数：33団体)

(2) サービスの担い手

サービスを提供している方（担い手）は、6人から723人までと団体により大きく人数が異なりましたが、回答のあった34団体の担い手の総数は2,368人で、その平均は69.6人となります。組織形態ごとの担い手の人数の平均では、行政関与型の団体が最も多く、平均で261.0人となっています。

表16 組織形態ごとの担い手の人数と平均

(単位：団体、人)

	団体	合計人数	平均人数
住民互助型	12	817	68.1
社協運営型	5	343	68.6
生協型	7	312	44.6
ワーカーズ型	8	136	17.0
行政関与型	3	783	261.0
計	35	2,368	69.6

(有効回答数：35団体)

(3) 資格要件

サービスの担い手に資格要件を設けているところは、10団体となります。介護保険の居宅サービス事業者を検討する上では資格要件が必要となりますので、今後増えて来ることが予想されます。

表17 サービスの担い手の資格要件

ホームヘルパー2級以上	3
ホームヘルパー3級以上	4
独自研修修了者	2
その他	1
資格要件あり	10
資格要件なし	28

(有効回答数：38団体)

5. 団体の運営

(1) 会員制度

住民参加型在宅福祉サービス活動は、会員制度により会員（住民）が地域のなかでサービスの担い手と受け手となって行う住民主体の活動です。何らかの会員制度を採用している団体は回答のあった35団体中33団体で、残りの2団体については、担い手を登録という形で扱っており、サービスの提供会員に近い形態をとっています。

また、会員制度を採用している団体の会員の種類は、サービスの利用会員、提供会員と賛助会員があります。利用会員27団体、提供会員28団体、賛助会員23団体となっています。

表18 会員制度

(単位：団体)

	住民互助型(11)	社協運営型(5)	生協型(7)	ワーカーズ型(9)	行政型(3)	計
サービスの利用会員制度	8	2	6	8	3	27
サービスの提供会員制度	10	3	6	6	3	28
賛助会員制度	9	1	5	6	2	23
会員制度を実施していない	0	1	0	1	0	2

(有効回答数：35団体)

(2) 時間貯蓄・点数預託制度

サービスの担い手に対する報酬として、金銭による報酬以外にサービスを提供した時間や内容に応じた点数を貯めておき、将来サービスを利用する際にその貯めておいた時間や点数を使ってサービスを受ける制度を採用している団体は、6団体です。多くの団体は、金銭による報酬を行っており、時間預託・点数貯蓄制度を採用している場合でも金銭による報酬と併用しているのが一般的なようです。

表19 時間貯蓄・点数預託制度

(単位：団体)

原則として報酬はすべて時間貯蓄となる	6
” 金銭による	29
報酬は時間貯蓄と金銭を併用している	2

(有効回答数：37団体)

(3) 保険の加入

活動をすすめるうえで、万が一に備え保険に加入しておくことが大切ですが、保険料の負担の仕方や保険の種類や掛金等について団体の中できちんと決めておく必要があります。保険の加入について、回答のあった36団体のうち34団体が保険に加入しています。また、掛金の負担は「組織が全額負担」が最も多く29団体になります。「組織と担い手で折半」は1団体で、一部本人負担の団体が4団体となっています。

表20 サービスの担い手の賠償保険・傷害保険等の掛金負担の状況

組織が全額負担	29
組織と担い手で折半	1
担い手本人が全額負担	0
一部本人負担	4
加入している	34
加入していない	2

(有効回答数：36団体)

(4) 他機関・団体との連携

事業をすすめるにあたり、ひとりの利用者（受け手）をめぐる他機関・団体との連携によって、必要なサービスを効率よく効果的に提供することができます。現在は、高齢者へのサービスを例にとれば、地域の身近なところにデイサービスセンターや在宅介護支援センターなどが利用しやすいように整備が進められ、現在も多くの地域で利用されています。また、訪問看護ステーションなどの在宅医療サービスも身近になってきており、こうした様々な機関・団体との連携が住民参加型在宅福祉サービス活動にとっても重要なポイントとなります。他機関・団体との連携について、回答のあった34団体で連携している機関・団体として最も多くあげられているのは、「役場福祉課（福祉事務所）」と「在宅介護支援センター」がともに23団体、次いで「社会福祉協議会」が22団体となっています。いずれもサービスの調整や多くの機関・団体と連携をとっているところであるので、連携の必要性が高い機関・団体といえます。

表21 連携を図っている機関・団体 (単位：団体)

役場福祉課（福祉事務所）	23	在宅介護支援センター	23	看護婦	8
役場保健課	8	病院	16	その他	3
保健所	17	訪問看護ステーション	18	なし	2
社会福祉協議会	22	ホームヘルパー	11		
福祉施設	16	保健婦	14		

(有効回答数：34団体)

(5) 介護保険における事業者の指定への対応

介護保険の実施において、介護保険が給付対象とするサービスを行う事業者としての指定を受けるかどうかについては、回答のあった35団体中12団体が検討中で、わからないと答えた団体が9団体です。介護保険制度の内容がわかるにつれて、指定を受ける団体が平成9年の6団体から平成10年は11団体に増えています。

表22 介護保険における事業者の指定

(単位：団体)

	平成9	平成10
受ける	6	11
受けない	3	3
検討中	20	12
わからない	8	9

(有効回答数：35団体)

(6) 特定非営利活動促進法（NPO法）による法人格取得の申請について

国会で審議された特定非営利活動促進法（NPO法）が成立したことにより、新たに法人格の取得が可能になりました。住民参加型在宅福祉サービス団体の多くは、法人格をもたず、そのため公的な補助や事業の受託が難しかったり、事務所の賃貸契約や口座の開設などを個人で行うといった問題がありました。こうした問題のいくつかは、法人格の取得によって解消されることが期待され、今後、団体として法人格の取得についてどう考えるかが重要となります。

特定非営利活動促進法（NPO法）による法人格取得の申請について、回答のあった33団体中9団体が検討中で、11団体が分からないと答えています。また平成9年時に検討中と回答した8団体のうち4団体は、申請しないとなりました。その一方NPO法による法人取得を申請する（した）団体は、すべて介護保険における事業者の指定を受ける予定であり、介護保険との関連による法人取得といった一面があることが伺われます。しかし、多くは、法人格取得によってどういったことが住民参加型在宅福祉サービス団体として期待できるか模索しているのが実態といえます。

表23 特定非営利活動促進法（NPO法）による法人格取得の申請

(単位：団体)

	平成9	平成10
申請する(した)	5	5
申請しない	4	8
検討中	15	9
わからない	10	11

(有効回答数：33団体)

(7) 事業運営上の問題点等 (自由記述)

- ・ケアスタッフの確保が困難。
- ・利用者は多くなってくるが、協力会員の実働が足りない。
- ・ボランティア団体として活動しているが利用時間が増えると事務量が増加し、ボランティアの限界をこえ専門の事務員をおきたいが資金不足で困っている。
- ・人件費の確保ができず、コーディネーター (専門職員) が不在。代表がコーディネーターを兼務している。
- ・資金不足。サービス供給者不足。
- ・コーディネーターを確保できない。事務量が多くなってきているが職員が確保できない。需要と供給のバランスがうまく合わない。
- ・役場が介入しすぎる面があり、また、報酬と利用料のバランス等、改善すべき点が多い。
- ・諸経費の支出を生協からの寄付に頼っているが赤字、経費削減で大変。有償ボランティアですがコーディネーターの費用半額でも公的機関の補助を頂けないものかと悩んでいる。
- ・事務局の費用、コーディネートなどの金銭的保障が足りない。
- ・今後も活動量が増えていくと思うので心を届ける活動を目指せる人材の確保に留意している。
- ・運営上の経済的困難。
- ・ワーカーの人数確保がなかなかすすまない。様々な場を利用して広報活動をしている。
- ・公社、ホームヘルプ事業との役割分担、調整についてコーディネーター設置によって業務に対応している。
- ・ヘルパーの即応体制が中々とれず、ヘルパーの恒常的確保に問題あり。

ドイツ・フィンランドの福祉用具普及事情

札幌医科大学保健医療学部 橋本伸也

1. はじめに

平成 11 年 11 月に日本健康福祉用具工業会が主催する海外視察研修ツアーに参加する機会を得た。ツアーの主目的はドイツ（デュッセルドルフ市）で開催されたヨーロッパ最大の福祉機器展「REHA99」への参加である。このほか、わが国が介護保険スタートを目前にしていることから、ドイツとフィンランド2カ国の福祉用具の開発普及の実状も併せて視察しようという企画であった。

とりわけドイツは介護保険が既にスタートしており、介護保険制度下の福祉用具の普及事情は、わが国のメーカー・販売業者にとって最大の関心事でもある。

福祉用具の開発製品化や流通事情を主眼に、できればビジネスチャンスを探ろうという観点の視察ツアーに参加して若干の興味深い知見を得たので、4回に分けて報告したい。本号ではドイツの福祉用具のメーカー事情、次号でドイツの介護用品ショップ「シュトルツ」について、次々号ではフィンランドの福祉用具普及事情、最後にフィンランドの福祉と福祉用具開発をテーマに連載報告する。

2. ドイツの福祉用具供給事情

1) ドイツの福祉用具メーカーとの会合から

日本健康福祉用具工業会の会員企業には既にドイツの福祉用具メーカーと提携している企業があり、またこれから輸入や提携を検討する企業もあることから、「REHA99」が開催中のデュッセルドルフ市メッセ会場でドイツのメーカーとの情報交換会がもたれた。会合には、日本でも輸入製品として見かけることの多いオットボック社やカーサ社など数社と福祉用具の行政担当者も参加した。主にこの会合で聴取したドイツの福祉用具供給事情をまとめて以下で述べる。

①介護保険の動向

ドイツでは介護保険の導入により、国民の介護への認識が高まった。けれども制度としていくつ

かの問題がクローズアップされてきている。

実施の1年前から保険料の徴収を始めてきたが、早々に保険財源が逼迫してきている。

また、日本の介護保険制度と違って年齢制限がないことから、現在、子供の介護の必要度をどう見ていくかが検討中である。議論の中心は、乳幼児であれば健常児でも手がかかる中で、障害児の介護の必要度合いをどう認定していくかである。

他方、在宅介護が重視される反面、要介護度の高い重度障害者が施設入所する傾向が強まってきており、対応すべき施設の介護マンパワー不足が問題になってきている。

②介護保険と福祉用具

ドイツでは介護保険をはじめとする保険給付で福祉用具の活用が図られており、福祉用具の85～90%は保険給付である。しかし、各種保険の規定が複雑で実際にどの福祉用具が保険給付の適用になるかは非常に理解しづらい面がある。

また、介護保険に限らず保険給付の対象となる福祉用具は介護負担の軽減や自立に寄与することが適用の基本的条件である。したがって生活の快適化やライフクオリティを高める主旨の福祉用具には適用されない。このことは雇用関係の判例が大きく影響している。裁判では障害者がどこまで福祉用具のニーズを主張できるかが争点になったが、結果、余暇活動などの生活の快適化を図る福祉用具の入手は、自己努力に委ねるべきであるという判決であった。

こうした状況はあるにせよ介護保健制度の導入を契機に在宅介護への指向性や、有用性が認識されるようになった。そして在宅介護を実現するためにはリフターや車椅子、介護ベッドが必須となることから福祉用具への関心が急速に高まった。

ドイツの場合、介護認定されるとほぼ自動的に介護ベッドと車椅子が給付される。このため、介護ベッドと車椅子の出荷台数は急激に伸びた。けれども保険財源の逼迫によって保険給付の設定価格が引き下げられてきている。とくに車椅子は、

給付価格が大幅に抑制されたので業者間の価格競争が激しくなり、現在は徹底的なコストダウンが進んでいる。介護ベッドも同様に、給付価格が低下した影響で一般価格も急速に下がり、中には半額に下がった製品もある。

かつては、介護用途であれば品質が悪くても売れる傾向にあったが、ユーザーの関心が高まることで高品質化と低価格化が同時に求められることになり、市場のクリーン化が進んだ。

介護保険によって福祉用具メーカーは厳しい状況に追い込まれたが、結果的にコストダウンが進んで輸出競争力が強まり、日本やアメリカなどの大きな市場に進出する潜在力が高まっている。副次的効果として現在では世界進出を企図する大手メーカーも出てきている。

③開発方針について

福祉用具のユーザーは、品質が優れ、サービスが良く、公的に入手補助のあることを期待している。ドイツでは、メーカーや販売業者、行政担当者の何れもこの期待に応える努力をしている。今回の福祉機器展「REHA99」でも、ドイツの多数のメーカーが機能性やデザインなどの意匠を新たにした製品や未来指向的な製品を展示しており、メーカーや販売業者、ユーザー（障害者）、福祉関係者の3者が意見交換する貴重な場として活用されている。

メーカーの課題は、福祉用具に必要な人間的な機能と、製品の市場流通に求められる経済性をどう組み合わせるかである。しかし、何よりも利用者の立場で商品価値を高めることが重視している。今日では、メーカーが作ったものをユーザーテストに供するのではなく、製品化の計画段階からユーザーの意見を取り入れていくことが、ドイツに限らずEU全域のメーカーに共通した開発方針である。

最近の開発動向を振り返ってみると、1970年代は障害者の社会進出が進み、社会参加を可能にしたり支援するための福祉用具の生産が大きく伸びた。リハビリの普及や、障害者自身の福祉用具活用への認識が高まり、医療保険会社が福祉用具の適用枠を拡大したことも大きな要因である。この時代、車椅子、義肢、自動車などの移動関係の福

祉用具や、補聴器、視覚障害者用機器の技術が大きく進歩した。

また1980年代には、デザイン面に変化が見られた。かつては福祉用具を使うこと自体が社会的弱者・病弱者の象徴のような印象を与えていた。しかし、斬新なデザインを採用入れることで、使用者自身の意識だけでなく社会の障害者に対する見方も大きく変わることになった。福祉用具の機能や仕様以外に、デザインがもたらした効果も高く評価すべきである。

1990年代には、障害者の福祉用具活用が完全に当たり前のことになり、障害者の生活の質を拡大するための福祉用具開発が大きく進展した。福祉用具開発メーカー・取扱業者、障害者、福祉用具の普及支援に携わる行政の連携が強まってきている。

④福祉用具メーカーの今後の対応

現実的に、給付価格抑制の影響で介護目的の福祉用具の品揃えが減ってきている。福祉用具メーカーは保険給付品目のコストダウンが至上命題となっている。

こうした状況の中で、企業のこれからの経営戦略として、保険適用外の生活快適化のための福祉用具や健康器具の市場拡大を目指そうとしている。そのためには健康への関心（ウェルネス指向）を高め、自己負担をしてでも自らの生活の快適化を求めるインテンシブを上げることが重要になる。企業は情報提供を通じて、ユーザーの身体機能や健康生活水準の向上、生活の快適化に対していかに効果的であるかを示していけば、ユーザーは高額な自己負担を惜しまないとみている。

その市場は主として購買力のある高福祉の国々や自由経済のアメリカであり、消費者に受け入れられるよう、高品質でニーズに見合う製品を開発し、流通販売網を築くことが企業の課題となっている。

「福祉用具の顧客は保険・福祉制度である」と象徴的に言われるように、支払い側が決定権を持つ条件下の汎用福祉用具の開発普及と、かたやユーザーのニーズに比重を置く福祉用具の開発普及を推進する二極化の時代が始まっているようである。（次号に続く）

編集後記

1月27日(土)、自宅のTVで「世界ふしぎ発見」を見ようとしていたら「21世紀プロジェクト・生命38億年スペシャル・人間とは何だ」という誇大広告のような番組をやっていた。

この番組は「人間の探求」がテーマであるが、その中で文明の届かないアマゾンの幻の村がルポされ、そこに登場してきた村長の話に驚いた。

われわれの中には「しあわせ」という言葉はない。多分、みんなでワイワイガヤガヤと語り合ったり、みんなが無事で健やかに生きていくことが、「しあわせ」という言葉に当たるのではないかという。この「みんな」というキーワードで共有していくことが生活となっている。一人が「しあわせ」というのは「しあわせ」ではないという明確な表現である。競争とか争いとか文明といったものに切り離された社会において人間の原点である「しあわせ」というのは個人のものではないという哲学的な答に唖ってしまった。

その反対側の日本では2歳の園児が殺害されセンセーショナルに「お受験殺人事件」として報道されていた。一体、2歳児の受験とはどんな尺度のものなのだろうか。既に生まれたきた時から競争社会の中で育てられ、自分だけの「しあわせ」のために生き抜くことが、本当の人類の目指してきた文明社会での「しあわせ」なのか、対照的な出来事の中で狂った歯車の行き先が不安になった。

インドのヒンドゥー教には人生の区分を4段階に分けた教えがあるという。「四住期」といって最初は「学生期」、生まれてから様々なことを学ぶ時期、次は「家住期」一人立ちして結婚し一家をなしていく時期、次に「林住期」で、この中に「林住期」と「遁世期」があって、インド人は人生の半分は老年期と考えられていた。こうした年代の区分には普遍性があったと思われる。しかし、現代ではこうした成長の区分がなかなかできない。老いはどこからくるのであろうか。ボーヴォワールの『老い』のはじめに「老いは外からやってくる」とある。これは有名な話でボーヴォワールがアメリカの大学で講義をしていた時、キャンパスの学生が「ボーヴォワールってババアね」と言っていたのにショックを受けてこの本が書かれたという。それまで自分では老いの意識はなかったのに。少しの距離を走って息切れをして、長く伸びた眉毛を発見して、白髪が増えて、バスなどで突然、席を譲られて、思わず老いを意識せざるを得ない日々がやってきた。社会のシステムが老いの自覚を求めてくる。

正に生産力主義、経済成長の中で「若さ」と「老い」という価値の二分法が行われて「老い」かつての伝統社会のもっていた意味を喪失して、ただ個人的な「老い」への闘いになっている。評論家の江藤 淳は自分は脳梗塞を起こし、それ以後の自分は形骸に過ぎない、だから自裁するといったことで、自らの命を絶ってしまった。一方では「老人力」が中高年に静かなブームである。生産力主義からもっと自由な視点で自信を深めていくこと、否定的なものを肯定的なものに切り替えていく考え方が必要であり、安心して「林住期」の中で過ごせる時代づくりをすすめたい。

北海道地域福祉学会ニュースNo.8

発行日 1999.12.24

発行 北海道地域福祉学会事務局

北海道社会福祉協議会保健福祉部企画情報課

札幌市中央区北2条西7丁目道立社会福祉総合センター ☎(011)271-1944